

ご旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第 12 条の 4 で定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえ、お申込みください。

募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、京王電鉄バス株式会社（東京都府中市晴見町 2-22 東京都知事登録旅行業第 2-5208 号）（以下「当社」といいます）が実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、パンフレット並びに本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

1. お申込みと代金のお支払い

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、旅行代金をお支払下さい。旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日にあたる日より前にお支払いいただきます。これ以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) 当社は、電話、インターネット、その他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、旅行代金を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日にあたる日より前までにお支払いいただきます。（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）この期間内にお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、「電話、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります。（以下、特別の事項を定めるときは、この契約を「通信契約」といいます）通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次の①から③、契約の成立時期につき本項（4）の②、お客様からの契約の解除につき第 5-1 項（1）及び旅行代金の払戻しにつき第 7-3 項（2）に、特別の定めをしています。
 - ①通信契約のお申込みに際し、会員のお客様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」、「会員番号」、「クレジットカード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ②通信契約での「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とします。
 - ③与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日まで現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。
 - ①店頭及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が申込金を受理したとき。
 - ②電話、インターネット等の通信手段による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日にあたる日より前までに旅行代金をお支払いいただいたとき。
- (5) 通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約のお申込みを承諾する旨の通知を留守番電話、ファクシミリ、インターネット、電子メール等の「電子承諾通知」による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。（お客様がその内容を知り得る状況になったときをいい、内容を了知した時ではありません）

2. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

パンフレットに記載された日程の交通費・観光料等を含みます。（お客様のご都合により一部利用されない場合でも払戻しはいたしません）行程に含まれない交通費、食事費及び個人的性質の諸費用は含まれていません。

3-1. 契約（お申込み条件）

- (1) 未成年者が参加の場合、原則、法定代理人（親権者等）の同意書の提出が必要です。
- (2) 中学生以下の未成年者のご参加の場合、成年者の同行がないときは、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (5) 前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (6) 前号に基づきお申出に応じる場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (8) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱（離団）する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当社は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。
- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (10) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (11) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

3-2. 契約（契約責任者による申込み）

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-3. 契約（契約内容の変更）

- (1) 当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。
- (2) この場合、当社は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

3-4. 契約（旅行代金の額の変更）

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 前項(1)の契約内容の変更に伴い、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合は、当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更に伴う費用の差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。
- (3) 前号の規定にかかわらず、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更します。

4. 確定情報を記載する最終行程表

当社より特に連絡のない場合は、確定情報を記載する最終行程表につきましてはパンフレットの記載内容をもって替えさせていただきます。

5-1. お客様からの契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客様は、いつでも第5-3項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みをされた当社の営業時間内とします。（営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のクレジットカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。
- (2) お客様は、次に掲げる場合は、本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が当社約款の別表第二に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - ②天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ③当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

5-2. お客様からの契約の解除（旅行開始後）

- (1) お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離脱（離団）された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- (2) お客様は、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第5-1項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。
- (3) 前号の場合、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

5-3. 契約の解除（取消料）

お申込み後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合は、旅行開始日の前日から起算して、次の料率で取消料をいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

イ 11日目に当たる日以前の解除	無料
ロ 10日目にあたる日から8日前までの解除	旅行代金の20%
ハ 7日目にあたる日から2日前までの解除	旅行代金の30%
ニ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く）	旅行代金の50%
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

6. 最少催行人員

特に明示した場合を除き 25 名とします。

7-1. 当社からの契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客様が第1項(1)の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、取消料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
 - ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ⑧お客様が第3-1項(10)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)の全額をお客様に払い戻します。契約の解除により当社に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めることがあります。

7-2. 当社からの契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
 - ①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ④お客様が第3-1項(10)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 当社が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務の履行は完了します。
- (3) 前号の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。
- (4) 当社は、本項(1)①及び③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

7-3. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第3-4項の規定による旅行代金の減額又は第5項から第7項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 通信契約を締結したお客様に前号の払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をクレジットカード利用日とします。

8. 添乗員等

特に明示した場合を除き添乗員は同行いたしません。

9. 当社の責任および免責事項

- (1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

10. 特別補償責任

- (1) 当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款の別紙「特別補償規程」（以下「特別補償規程」といいます）により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、お客様1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数が3日以上になったときは1万円～5万円、携帯品に係る損害補償金（お客様1名につき15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。
- (2) 当社は前号の規定にかかわらず、貴重品（現金、有価証券、宝石類、貴金属類等）、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳（通帳及び現金引出し用カードを含む）、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ（SDカード、DVD、USB等）、コンタクトレンズ、義歯、義肢、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (3) 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にある第三者には、旅行同行者は含まれません。
- (4) 本項(1)の損害について当社が第9項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (5) 当社は、次に掲げる事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。
 - ①お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
 - ②旅行日程に含まれていない場合で、自由行動中の山岳登山（登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他「特別補償規程 別表第1」に定めるいわゆる、「危険スポーツ」参加中の事故。
 - ③その他「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当するとき。
- (6) 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日（無手配日）については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはしません。

11. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

12. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件・旅行代金の基準日は2023年5月1日現在を基準としています。

13. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社及び受託旅行者（以下「販売店」という）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

- (2) 旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者に提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。
- (3) 当社及び販売店では、よりよい旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

14. その他

- (1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。
- ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
 - ②前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社によってあらかじめ必要なクーポン類をお渡しし、かつ、旅程管理を行わない旨を明示しているときは、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この条件書に記載のない事項は当社約款によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求下さい。
- (4) 記載された予定時間・内容は、道路状況により変更となる場合がございます。
- (5) 万一、到着が遅れタクシーの利用もしくは、宿泊しなければならない事態が発生しても当社は一切その請求には応じられません。

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を扱う旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者におたずねください。

旅行企画・実施・販売 京王電鉄バス株式会社

旅行業務取扱管理者 栗原 進

東京都府中市晴見町 2-22

東京都知事登録旅行業第 2-5208 号

社団法人全国旅行業協会正会員